

令和4年9月13日

第3回多度津町議会定例会会議録

1、招集年月日 令和4年9月13日(火) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	村井 勉	2番	門 秀俊
3番	天野 里美	4番	兼若 幸一
5番	中野 一郎	6番	松岡 忠
7番	金井 浩三	9番	小川 保
10番	古川 幸義	11番	隅岡 美子
12番	渡邊美喜子	13番	尾崎 忠義
14番	志村 忠昭		

1、欠席議員

な し

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
代表監査委員	岸上 善宣
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	土井 真誠
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	富木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
産業課長	谷口 賢司
消防長	阿河 弘次
教育課長	竹田 光芳

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（村井 勉）

お早うございます。

議員各位にはご多忙のところ、定刻にご参集を頂きまして誠に有難うございます。

定例会開会の前に、先日ご逝去されました村井 保夫 議員のご冥福をお祈り致しまして、黙祷を捧げたいと思います。

ご起立できる方は、ご起立をお願い致します。黙祷。

一同黙祷

議長（村井 勉）

お直り下さい。

ご着席下さい。

それでは、ただ今より令和4年第3回多度津町議会定例会を開催致します。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶を頂きます。丸尾町長。

町長（丸尾 幸雄）

皆さん、お早うございます。

今日から令和4年9月定例会が始まります。

議員の皆様方には、ご多用中のところとは思いますが、ご出席を頂きまして有難うございます。

ただ、今こうやってしゃべっておりましたが、少し寂しい思いがしております。

保夫議員がこの場でいないということが、そして花束になって、花になっているということに対しまして、心から哀悼の誠を捧げたいと思いますし、また、私自身が以前からずっと懇意にさせて頂いておりましたが、そういう意味では、色々と感慨深い思い出がたくさん残っている人でありますので、大変寂しい気持ちでおります。余り感慨に、感傷に耽っていてもいきませんので、議員の皆様方には、まだまだ、今、残暑厳しき折でありますので、どうかお身体ご自愛されて、議員活動にご精励頂きたいと願っております。

また、新型コロナウイルスの感染状況につきましても、県で感染者数が多かったり少なかったり、また多度津町でも多かったりなどで、大変日々そういうことを感染者数だけのことを考えていたのではいけないと思っております。根本的な問題というのをやはりワクチンとか、治療薬、本当に日本の国で治療薬を開発出来て、そして、それが日本の国で普及される。そのことを心から待ち望んでいるところではあります。まだまだそこまでは至っておりませんので、それまでは、皆様方も感染防止対策を施して頂きながら、色々と議員活動だけじゃなくて生活に、それぞれのところでご活躍頂きたいと願っております。

今日は令和4年9月の定例会であります。議案審議を慎重審議を頂く訳であります

けども令和3年度の決算認定をはじめ、18議案を上程させて頂いておりますので、どうか皆様方の忌憚のないご意見を頂戴致しまして、そして皆様方にとっても私共にとっても有意義な9月議会となりますことを心から期待をして、冒頭のご挨拶とさせていただきます。

これから、どうかよろしくお願い致します。

議長（村井 勉）

ただ今、出席議員は13名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、令和4年第3回多度津町議会定例会は成立を致しました。

これより、第3回定例会を開会致します。

本日の議事日程は配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、6番 松岡 忠君、11番 隅岡 美子君を指名致します。

日程第2. 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。議会運営委員長、小川 保君。

議会運営委員会委員長（小川 保）

お早うございます。

会期の件でございますが、本日、9月13日より9月28日までの16日間とし、詳細については、議長の方でお諮りをお願い致します。以上でございます。

議長（村井 勉）

ただ今、議会運営委員会委員長発言のとおり、本定例会の会期は本日より9月28日までの16日間とし、日程については、本日9月13日（火）提案説明、14日（水）休会、15日（木）一般質問、16日（金）一般質問、17日（土）から19日（月）休会、20日（火）総務教育常任委員会並びに建設産業民生常任委員会、21日（水）総務教育常任委員会、建設産業民生常任委員会予備日、22日（木）から27日（火）休会、28日（水）議案審議と致したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

なお、一般質問者が10名となっており、15日（木）は、通告順で1番から7番まで、16日（金）は、通告順で8番から10番までと致したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日より9月28日までの16日間とし、先に言いました日程によることに決定致しました。

日程第3. 諸般の報告を行います。

まず、議長報告であります。令和4年第1回3月定例会、第2回6月定例会から継続審査となっております請願は1件で、タブレットに掲載しておりますとおりでございます。

また、本日までに受理した継続審査となっております請願の取下げ申出書が1件、請願が1件で、配布及びタブレットに掲載しておりますとおりでございます。

この3件を会期中の建設産業民生常任委員会に付託しましたので報告します。

次に、監査委員より現金出納検査並びに令和3年度財政健全化判断比率及び公営企業資金不足比率に関わる審査意見、町長より令和3年度健全化判断比率及び資金不足比率の報告を受けております。報告はタブレット端末に掲載しておりますので、朗読は省略致します。

続きまして、令和3年度各会計決算並びに資金運用状況審査意見報告を求めます。

岸上監査委員。

代表監査委員（岸上 善宣）

お早うございます。

それでは、令和3年度の決算審査意見並びに基金運用状況の審査意見書を先般提出致しましたので、その概要をご報告致します。

タブレット端末に報告書の写しを掲載しておりますので、それに従ってご説明申し上げたいと思います。

なお、この中から抜粋して報告致しますので、ご了承頂きたいと思います。

まず、1ページでございますが、令和3年度多度津町各会計決算及び各基金の運用状況の審査意見についてということで、地方自治法第233条第2項の規定により、審査に付された令和3年度多度津町一般会計、特別会計国民健康保険、同じく国民健康保険直営診療所、同じく公共下水道、同じく介護保険事業、同じく後期高齢者医療、以上の各会計の歳入歳出決算、及び証書類、その他政令で定める書類並びに地方自治法第241条第5項の規定により、各基金の運用状況を示す書類について審査を行った結果、次のとおりその意見書を提出致します。

次に、2ページでございます。審査の対象でございますが、今申し上げたのと同じでございます。令和3年度の一般会計、特別会計5会計、そして各基金運用状況を示す書類、以上が審査の対象であります。

審査の期間であります。令和4年7月8日から令和4年7月19日まで、渡邊監査委員と私、岸上の両名で、各課別に平均約2時間程度の時間をかけて実施致しました。審査の方法は省略させていただきます。

審査の結果であります。審査に付された一般会計、特別会計の歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書及び各基金の運用状況を示す書類は、関係法令に準拠して作成されており、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、各基金の運用状況を示す書類の計数についても関係諸帳簿及び証拠書類と符合しており誤りのないものと認められました。

続きまして、一般会計及び各特別会計の予算額並びに決算額であります。3ページに記載していますので、お目通し頂けたらと思います。

4ページになりますが、まず、令和3年度一般会計です。

最終予算額は144億9,800万円と、令和2年度からの繰越明許費5億2,086万5千円の合計予算額は、150億1,886万5千円となっております。

歳入決算額は、144億526万6千円、歳出決算額は、134億8,430万5千円で形式収支額は9億2,096万1千円となり、翌年度へ繰り越すべき財源2億8,578万3千円を差し引いた実質収支額は、6億3,517万8千円の黒字決算となっております。

この実質収支額から前年度の実質収支額を差し引いた令和3年度の単年度収支額は、1億1,327万1千円の黒字ですが、財政調整基金への積立及び取り崩しなどを加減した実質単年度収支額は3億8,669万7千円の赤字となっております。

続きまして特別会計は、最終の差し引きの実質収支額のみ申し上げます。

いずれも黒字でございます。

まず、国民健康保険であります。差し引き実質収支額は1億7,983万6千円の黒字決算であります。

続きまして、国民健康保険直営診療所あります。差し引き実質収支額は263万7千円の黒字決算であります。

続きまして、公共下水道あります。翌年度へ繰り越すべき財源8万3千円を差し引いた実質収支額は4,083万2千円の黒字決算であります。

同じく、介護保険事業あります。最終差し引き実質収支額は9,989万5千円の黒字決算であります。

同じく、後期高齢者医療は、差し引き最終実質収支額は224万2千円の黒字決算であります。

続きまして、5ページ以降に今回の決算審査の過程におきまして、私ども監査委員から各課に対して申し上げた意見とか、指摘事項について列挙しておりますので、順次読み上げさせていただきます。

なお、重大な指摘事項はございません。

まず、令和3年度の会計決算全般でございます。

一般会計決算について、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は約6億3,518万円の黒字決算となる見込みであるが、この実質収支額から前年度の実質収支

額を差し引いた単年度収支額は約1億1,327万円の黒字となりますが、財政調整基金への積立や取り崩しなどを加減した実質単年度収支額は約3億8,670万円の赤字になる見込みとなっております。

新型コロナウイルスが変異を繰り返し、世界中で感染拡大が続いていることやロシアのウクライナ侵攻に伴う経済制裁によって石油をはじめとする様々な資源の高騰により物価が上昇して経済状況が悪くなっており、国際情勢が不安定な中で日本においても巨額の経済対策を実施するなど財政状況の悪化が懸念されている。

本町においては、庁舎をはじめ都市構造再編集中支援事業などの大型事業を行なったことで町債残高が150億円を超えていることや臨時財政対策債を含む地方交付税等の動向が不確定であることに加えて、主要な自主財源である町税についても減少が見込まれる状況なので、多様化する行政サービスを低下させることのないように不要・不急の事業は控えるなど各課が一丸となって徹底した歳出削減に取り組み、常に緊張感を持って健全な財政運営に努めることが求められている。としております。

続いて各課への指摘事項に移りますが、

最初に議会事務局です。

全国的に地方議会議員の成り手不足が懸念されている状況があるので、地方自治の根幹である議員の職責や活動内容をはじめ、定例会での一般質問の様子を広報紙などで住民に分かりやすく伝えて、町議会が身近なものと思ってもらえるように周知に努めて頂きたい。

次に町長公室です。

1点目として、町道拡幅工事による用地買収に伴う登記事務が完了していないにも関わらず上司に虚偽の報告をした職員を信用失墜行為で懲戒処分としているが、同様の不祥事が発生しないように全職員に対してコンプライアンス研修を実施して「報告・連絡・相談」体制がとれる風通しの良い組織になるように努めて頂きたい。

2点目として、交際費の用途については、常に公金であることを自覚して町民から不信感を持たれないように配慮するとともに、町政の推進に必要なものだけに限定するなど支出範囲を明確にした交際費支出基準を制定してホームページで公表するように努めて頂きたい。

次に総務課です。

1点目として、庁舎建設等整備事業や都市構造再編集中支援事業による多額の起債により将来負担比率が全国平均値から突出した数値になることや昨年のワースト 21 位からさらに下がることが予想されており、また、新型コロナウイルス感染症の長期化によって悪化した経済状況の急速な回復は見込めないことから、新規事業は凍結するなど財政規律を厳守する行政運営を継続して頂きたい。

2点目として、「個別避難計画」を作成するために必要となる「避難行動要支援者名簿」については、個人情報をも明らかにしたくないという住民心理により進展していな

いが、大規模な災害発生時には欠かせないものなので、個々の実態に則した運用方法について検討した上で早期に完成させるように努めて頂きたい。

続いて政策観光課です。

1点目として、瀬戸内国際芸術祭は秋会期での開催予定になっているが、外国語表記の案内看板を設置するとともにQRコードで町内の観光スポットや飲食店の位置を表示したり、駅や港の待合所で観光ビデオを放映するなどして芸術祭を盛り上げて多度津の魅力発信に努めて頂きたい。

2点目として、新庁舎は地域交流センターと合築していることから、住民の利便性が向上しているが、完成時点では前面道路の幅員の一部分が狭い箇所や未舗装の部分があったり、庁舎の案内板などに高齢者には分かりにくい表記があったので、シンボリック施設として将来的にわたって町民に親しまれるように利用者目線で徐々に改良を加えて頂きたい。

次に税務課です。

住民にとって利便性が高く夜間や休日にも税金の納付が可能なコンビニ収納については利用件数が増加して徴収率が向上しており、次年度からはスマートフォンを使った決済システムも稼働することになっているので、その手軽さや便利さを広報紙で周知して、さらに徴収率を向上させるように努めて頂きたい。

次に住民環境課です。

1点目として、総務省がマイナンバーカード普及率の低い自治体に対して地方交付税の配分を見直すことを表明しているのので、地方交付税を減額されることがないように町役場が一体となってPRするなど利便性の周知と啓発を行なってカード普及率を上げられるように努めて頂きたい。

2点目として、火葬場施設については老朽化しており、故障で使用できなくなると住民に多大な影響が及ぶので、現施設を少しでも長く使い続けられるように日常の点検でメンテナンスしながら、長寿命化計画に基づいて改修や補修を実施して頂きたい。

続いて高齢者保険課です。

1点目として、高齢者の移動手段確保のための「チョイ来た」事業は、高齢者の外出機会を増やして介護予防に繋がっていることと同時に、専用車両の運転や受付をするボランティアの人の介護予防にも役立っているのので、できるだけ要介護になる人が増えないように工夫しながら事業を継続して頂きたい。

2点目として、地域活動支援事業については、一人暮らしの高齢者の居場所づくりや外出機会の創出に寄与しており、介護予防にも効果が期待できることから、長期的な視点で元気な高齢者の参加者を増加させるように周知しながら支援団体を増やす取組にも努めて頂きたい。

次に健康福祉課です。

1点目として、子育て世帯への臨時特別給付金事業などにおいて他自治体で個人情報

が記載された書類の誤送付が発生しているので、本町においては住民からの信頼を失墜しないように送付書類の内容を複数の担当でダブルチェックして、封入ミスが起こらないように万全の体制で臨んで頂きたい。

2点目として、福祉サービスや育児支援サービスの助言を行なうなど住民福祉の要となるべき地域住民の身近な存在の民生委員が不在の地区については、一時的に近隣地区の民生委員が兼ねているが、常態化しないように早期に選任するように努めて頂きたい。

次に建設課です。

1点目として、用地買収に伴う登記事務が完了していないにも関わらず虚偽の報告をしていた元課員が信用失墜行為で懲戒処分されたことが報道されるなど町役場に対する住民の目が厳しくなっているので、事務処理マニュアルで再発防止策を講じるとともに今後は同様の不祥事が発生しないように職員間の緊密な連携が取れる体制を構築するように努められたい。

2点目として、実施設計や調査業務の委託において課長決裁の限度額に相当する同一金額での契約が多く見受けられるが、特定業者との関係性を疑われることがないように、人命に関わるような緊急の場合以外は比較見積によって契約額の妥当性を担保するように努めて頂きたい。

次に産業課です。

1点目として、新型コロナウイルス感染症拡大が続いている影響によって、町内の飲食店や商店が疲弊しているため、景気回復を図るために国の地方創生臨時交付金を活用したプレミアム付商品券事業を前回よりも拡大して実施するなど町内事業者が衰退しないように努めるとともに、町の活性化に繋がる新規創業者を支援する体制を継続して頂きたい。

2点目として、生活研究グループ連絡協議会が農業被害を引き起こすイノシシの肉を使って新たに創作した味噌汁の普及を目指しているため、イノシシ肉とともに地元産野菜の消費を拡大させる取組を支援できる体制を整えて頂きたい。

続いて出納室です。

他自治体で発生した低所得世帯への給付金463世帯分の全額を誤って1世帯に振り込んだ事案においては、給付金は回収されたものの、苦情電話等により本来の業務が停滞するなど大きな支障が出ているため、取引銀行に多数の振込依頼をする場合は、公金を取り扱っている意識を強く持って複数体制によるダブルチェックを行なうことで同様の事案の防止に努めて頂きたい。

次に消防本部です。

1点目として、消防車や救急車が緊急走行中の交差点で無理な右左折や追い越しをかけて対向車と衝突する事案が全国で多発しており、救急の場合は患者の容体が悪化したり車両修理による業務への支障が出るため、緊急出動中は運転手に対して慎重な運

転を指示することと併せて定期的な訓練を実施することで隊員の運転技術向上に努めて頂きたい。

2点目として、更新された救助工作車には、今まで搭載されていなかった小型移動式クレーンをはじめ新しい特殊資機材が数多く積載されているので、反復して取扱い訓練をすることで一刻を争う緊迫した救助現場においても機敏な行動がとれるように職員を育成して頂きたい。

最後に教育課です。

1点目として、昨今の世界的な物価高騰により学校給食のデザートなどを減らす自治体が増えているが、給食は生徒・児童の成育にとって重要なので町費負担も考慮に入れた上で、現状の給食提供が可能な体制を維持できるように1市2町学校給食センター協議会及び事業者で協議して頂きたい。

2点目として、千葉県で発生した通学路での生徒5人が死傷する交通事故を受けて実施した緊急点検で判明した危険箇所が町内には16箇所あるので、児童・生徒の生命を守るために関係機関と連携して早急な安全対策をとって頂きたい。歩道の整備やガードレールの設置などで改修に時間を要する場合は、立哨などにより登下校時の見守り体制を強化して頂きたい。

以上でございます。これで監査意見報告を終わります。

ご清聴、有難うございました。

議長（村井 勉）

これをもって令和3年度各会計決算並びに基金運用状況審査意見報告を終わります。続きまして、町長報告であります。報告はタブレット端末に掲載しておりますので、朗読は省略致します。

日程第4.議案第1号、多度津町情報公開条例の一部改正について、議案第2号、職員の育児休業等に関する条例の一部改正について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備はよろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。町長公室長、山内君。

町長公室長（山内 剛）

議案第1号、多度津町情報公開条例の一部改正につきまして、提案説明をさせていただきます。

今回の改正は、多度津町情報公開条例が制定されて以降、本条例の参考規定であります行政機関の保有する情報の公開に関する法律との間に、行政文書開示請求を出来るもの、及び開示請求の方法に違いが生じており、現行の多度津町情報公開条例では、本町に対して行政文書の情報公開の開示請求を出来るものが限定されておりますが、改正後は何人も行政文書の開示請求をすることが出来るとするものです。

行政機関の保有する情報の公開に関する法律の対象には、地方公共団体は含まれてい

ないことから改正前の条例でも法律に違反するものではありませんが、法第 25 条において、地方公共団体は法の趣旨に則り、その保有する情報の公開に関し、必要な施策を策定し、及びこれを実施するよう努めなければならないと規定されているため、既に香川県を初め、近隣の地方公共団体でも今回提案するような改正後の条例となっており、本町でも多くの方が行政文書開示請求できるよう、行政サービスの向上を考慮して一部改正を行い、併せて字句の訂正等、規定の整備を行おうとするものです。それでは、新旧対照表によりご説明申し上げます。

1 ページをご覧ください。目次の第 5 章、雑則が第 31 条から第 34 条となっておりましたが、目次の改正に漏れがあったため、第 31 条から第 35 条に改めるものです。

第 5 条は、開示を請求できるものの規定であります。これまで行政文書の開示をできるものが、改正前の第 5 条第 1 号から第 5 号に規定する町内に住所を有する個人や町内に事務所や事業所を有する法人や団体などに限定されておりましたが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第 3 条に準じて「何人もこの条例の定めるところにより、実施機関に対して、行政文書の開示請求をすることができる。」と改めるものです。

2 ページをご覧ください。第 6 条は、開示請求の方法の規定であります。これまでの第 5 条の規定では、開示を請求できるものが限定されていたため、その内容を記載した改正前の第 6 条第 2 号に規定する書面を提出する必要がありましたが、前述の条例第 5 条の改正に合わせて、2 ページ下段から 3 ページ中段までの改正前の第 2 号を削除して、改正前の第 3 号を改正後の第 2 号に、改正前の第 4 号を改正後の第 3 号に繰上げて、改正後の第 2 号を「開示を請求しようとする行政文書を特定するために必要な事項」、改正後の第 3 号を「前 2 号に掲げるもののほか、実施機関が定める事項」と改めております。3 ページ下段をご覧ください。附則と致しまして、この条例は公布の日から施行すると定めております。

以上、簡単ではございますが、議案第 1 号、多度津町情報公開条例の一部改正についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

続きまして、議案第 2 号、職員の育児休業に関する条例の一部改正につきまして、提案説明を申し上げます。

今回の改正は、非常勤職員の育児休業の取得要件の緩和と環境の整備について、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正がなされたことに伴い、本町におきましても職員の育児休業等に関する条例について、所要の改正を行おうとするものです。改正内容につきましては、新旧対照表によりご説明させていただきます。

1 ページ下段から 2 ページをご覧ください。改正前の第 2 条第 3 号の（ア）の育児休業の取得要件のうち、非常勤職員の引き続き在職した期間が 1 年以上の要件を廃止して、非常勤職員の育児休業の取得要件を緩和するものでございます。

2 ページをご覧ください。改正前の（イ）を改正後の（ア）に繰上げ、改正後の（ア）において、非常勤職員の子の出生後 8 週間以内の育児休業休業を行う際の任期について、任期が休業期間後 6 ヶ月間であるものに緩和するものでございます。

3 ページをご覧ください。改正前の（ウ）を改正後の（イ）に繰上げ、改正前の（イ）、4 ページの改正前の（ウ）を 3 ページの改正後の（イ）の（ア）は（イ）として、（ア）では、非常勤職員の子が 1 歳到達日の翌日に限定されていまして。

第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日が 1 歳到達日の後でも可能とするための規定を整備するものでございます。

5 ページから 8 ページをご覧ください。第 2 条の 3 第 3 号の改正は、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が 1 歳から 1 歳 6 ヶ月を到達日とする要件について、柔軟な取得を可能とするための規定を整備するものです。

5 ページの改正前の第 3 号の一部を 6 ページの改正後の「ア」に、7 ページの改正前の「ア」を改正後の「イ」に、改正前の「イ」を改正後の「ウ」として、新たに「エ」で非常勤職員の子が 1 歳到達日の翌日に限定されていまして第 2 条の 3 第 2 号に掲げる場合に該当してする育児休業の期間の末日が 1 歳到達日の後であっても、この号に掲げる場合に該当して育児休業したことがない場合に、その翌日を期間の初日として育児休業を取得できるとするものです。

8 ページ中段から 9 ページをご覧ください。第 2 条の 4 は、非常勤職員の育児休業の対象期間の上限を子が 2 歳に達する日とする要件について、柔軟な取得を可能とするための規定を整備するものです。

8 ページの改正前の第 2 条の 4 第 1 項の一部を改正後の第 1 号に、9 ページの改正前の第 1 号を改正後の第 2 号に、改正前の第 2 号を改正後の第 3 号として、新たに第 4 号で、1 歳 6 ヶ月到達日の後の期間において、この条の規定に該当して育児休業をしたことがない場合であっても育児休業を取得できるとするものです。

9 ページ中段の改正前をご覧ください。改正前の第 2 条の 5 は、育児休業等、人事院規則第 3 条の 6 が、第 4 条の 3 へ移動したことにより、改正後の本条例、11 ページ、改正後の第 3 条の 2 へ移動したものです。

10 ページ上段をご覧ください。改正前の第 3 条第 5 号は再度の育児休業取得に係る特別の事情に関し、育児休業等計画書により申し出た場合の再度取得に係る規定を削除して、育児休業等計画書の提出によらずに、再度の育児休業の取得を可能とするものです。改正前の第 6 号から第 8 号を改正後の第 5 号から第 7 号に繰上げ、規定の整備を行うものです。

11 ページ下段をご覧ください。第 17 条第 2 号の改正は、部分休業の取得要件のうち、非常勤職員の引き続き在職した期間が 1 年以上の要件を廃止するものでございます。次に、12 ページをご覧ください。新たに第 21 条・第 22 条を新設して、第 21 条では、妊娠、出産を申し出た職員に対する個別の周知、意向確認について規定するとともに

第2項では、妊娠、出産を申し出た職員が不利益な扱いを受けることがないようにしなければならないこと。そして第22条では、育児休業に係る研修の実施、相談体制の整備及び勤務環境の整備について規定するものであります。

13 ページをご覧ください。附則と致しまして、第1項において施行期日を令和4年10月1日とすることを定めております。第2項では経過措置として、この条例の施行日前に職員が申し出た計画に対する、この条例による改正前の第3条第5号に係る部分に限り、この規定の適用については、なお従前の例にすることと定めております。以上、簡単ではございますが、議案第2号の提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第5. 議案第3号、議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正について、議案第4号、多度津町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の廃止について、提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、泉 君。

総務課長（泉 知典）

お早うございます。

それでは議案第3号、議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正及び議案第4号、多度津町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の廃止につきまして、一括して提案説明をさせていただきます。

まず議案第3号、議会の議決に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正でございます。

本条例は、住民の福祉の増進を図る目的をもって、住民の利用に供するために設けられました公の施設のうち、地方自治法第96条第1項第11号及び第244条の2第2項の規定に基づき、議会の議決を得るべき公の施設及び、議会の同意を得るべき重要な公の施設に関しまして必要な事項を定めており、本条例の第2条において10年を超える期間にわたり、かつ独占的に利用させようとするとき、議会において出席議員の過半数の議決を経なければならない公の施設をお示しするものでございます。

このたび、総合福祉センターが供用を終了し、地域交流センターが供用開始になりましたことや放課後児童クラブが設置されましたことを受けて、第2条に掲げる公の施設について改正を行うものでございます。

それでは、新旧対照表によりご説明申し上げます。

タブレットの1ページをご覧ください。第2条第6号の総合福祉センターを地域交流センターに改め、第22号として放課後児童クラブを新たに追加するものでございます。なお、附則において施行日は公布の日とするものでございます。

続きまして議案第4号、多度津町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の廃止につきまして、提案説明を申し上げます。

本条例は、地域社会における住民福祉の増進及び住民生活の維持向上を図るために設置されました多度津町総合福祉センターの設置や管理に関して定めたものでございます。総合福祉センターにおいて執務をしておりました産業課と教育課も新しい庁舎に移転し、同じく総合福祉センターで事業を行っておりました多度津町地域包括支援センターも町民健康センターに移転が完了しました。

また、総合福祉センターを利用されていた方々には、現在、地域交流センターを利用して頂いております。

総合福祉センターは老朽化が進んでおり、今後、使用する予定はございませんので供用を終了し、本条例を廃止しようとするものでございます。

なお、附則において施行の日は、公布の日とするものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第3号、議会の決議に付すべき公の施設の廃止又は長期かつ独占的利用に関する条例の一部改正及び議案第4号、多度津町総合福祉センター設置及び管理に関する条例の廃止についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第6. 議案第5号、令和4年度多度津町一般会計補正予算（第3号）を議題と致します。

タブレットの準備、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、泉 君。

総務課長（泉 知典）

それでは議案第5号、令和4年度多度津町一般会計補正予算（第3号）について提案説明を申し上げます。

タブレットの1ページをお開き下さい。第1条は、既定の歳入歳出予算の総額102億4,490万円に歳入歳出それぞれ2億200万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ104億4,690万円とするものでございます。

第2条は、地方債の補正です。

5ページをお開き下さい。「第2表 地方債の補正」に記載してありますように道路整備事業を7,020万円に、河川整備事業を3,050万円に、公営住宅建設事業を4,180万円に、都市計画事業を2億1,080万円に、教育施設整備事業を660万円に、社会教育施設整備事業を340万円に、臨時財政対策債を1億1,498万2千円に、それぞれ補正するものでございます。

さて、この度の補正予算のうち、歳出における増額補正の主なものは民生費、衛生費、

教育費などとなっております。

歳入における増額補正の主なものは、地方交付税、国庫支出金、繰越金など減額補正は諸収入、町債となっております。

それでは、「歳入歳出補正予算事項別明細書」により、ご説明申し上げます。

まず、歳出についてでございます。

30 ページをお開き下さい。款1.議会費は34万円の増額補正により1億1,322万6千円に改めるもので、項1.議会費、目1.議会費の増額でございます。

32 ページをお開き下さい。款2.総務費は1,031万円の増額補正により16億1,707万円に改めるものでございます。項1.総務管理費は1,341万8千円の増額で、内訳としては目1.一般管理費1,239万5千円、目5.財産管理費495万3千円をそれぞれ増額、目6.企画費413万円を減額、目10.交通安全対策費20万円を増額するものでございます。項2.徴税費は826万3千円の増額で、内訳としては目1.税務総務費391万6千円、34ページをお開き下さい。目2.賦課徴収費434万7千円をそれぞれ増額するものでございます。項3.戸籍住民基本台帳費は目1.戸籍住民基本台帳費235万3千円の減額でございます。項5.統計調査費は目1.統計調査総務費180万円の減額でございます。項6.監査委員費は目1.監査委員費721万8千円の減額でございます。

36 ページをお開き下さい。款3.民生費は3,238万7千円の増額補正により、32億5,876万7千円に改めるものでございます。項1.社会福祉費は1,412万8千円の増額で、内訳としては目1.社会福祉総務費629万5千円、目2.国民年金費131万3千円、目3.老人福祉費650万6千円、38ページをお開き下さい。目7.障害者福祉費1万4千円をそれぞれ増額するものでございます。項2.児童福祉費は1,825万9千円の増額で、内訳としては目1.児童福祉費36万5千円、目2.児童保育費1,784万4千円、目3.母子福祉費5万円をそれぞれ増額するものでございます。

40 ページをお開き下さい。款4.衛生費は8,634万7千円の増額補正により8億8,776万5千円に改めるものでございます。項1.保健衛生費は8,539万9千円の増額で、内訳としては目1.保健衛生総務費95万1千円、目2.予防費8,986万円をそれぞれ増額、目5.環境保全費541万2千円を減額するものでございます。項2.清掃費は94万8千円の増額で、内訳としては目1.清掃総務費29万8千円、目3.じん芥処理費、65万円をそれぞれ増額するものでございます。

42 ページをお開き下さい。款5.労働費は財源内訳の変更のみでございます。

44 ページをお開き下さい。款6.農林水産業費は795万円の増額補正により2億6,922万5千円に改めるものでございます。項1.農業費は804万9千円の増額で、内訳としては目1.農業委員会費64万5千円、目2.農業総務費155万1千円、目3.農業振興費90万円、目4.農地費463万1千円、目5.地籍調査費32万2千円をそれぞれ増額するものでございます。項3.水産業費は目1.水産業振興費9万9千円

の減額でございます。

46 ページをお開き下さい。款 7. 商工費は 238 万 7 千円の増額補正により 2 億 861 万 5 千円に改めるもので、項 1. 商工費の増額でございます。内訳としては目 1. 商工総務費 218 万 7 千円、目 2. 商工振興費 20 万円をそれぞれ増額するものでございます。

48 ページをお開き下さい。款 8. 土木費は 1,519 万 9 千円の増額補正により 15 億 235 万 1 千円に改めるものでございます。項 1. 土木管理費は目 1. 土木総務費 74 万 6 千円の減額でございます。項 2. 道路橋梁費は 347 万 2 千円の増額で、内訳としては目 2. 道路維持修繕費 50 万円、目 3. 道路新設改良舗装費 297 万 2 千円をそれぞれ増額するものでございます。項 3. 河川費は 750 万円の増額で、内訳としては目 1. 河川総務費 600 万円、目 3. 施設管理費 150 万円をそれぞれ増額するものでございます。項 5. 住宅費は目 1. 住宅管理費 379 万 5 千円の増額でございます。項 6. 都市計画費は目 6. 都市構造再編集中支援事業費 117 万 8 千円の増額でございます。

50 ページをお開き下さい。款 9. 消防費は 367 万円の増額補正により 3 億 5,901 万 4 千円に改めるもので、項 1. 消防費の増額でございます。内訳としては目 1. 常備消防費 304 万 7 千円、目 2. 非常備消防費 29 万 1 千円、目 3. 消防施設費 33 万 2 千円をそれぞれ増額するものでございます。

52 ページをお開き下さい。款 10. 教育費は 4,341 万円の増額補正により 11 億 4,630 万 8 千円に改めるものでございます。項 1. 教育総務費は 1,031 万 6 千円の増額で、内訳としては目 1. 教育委員会費 8 万 4 千円、目 2. 事務局費 1,023 万 2 千円の増額でございます。項 3. 中学校費は目 1. 学校管理費 2 万 5 千円の増額でございます。

54 ページをお開き下さい。項 4. 幼稚園費は目 1. 幼稚園費 1,942 万 9 千円の増額でございます。項 5. 社会教育費は目 1. 社会教育総務費 1,126 万 6 千円の増額でございます。

項 6. 保健体育費は 237 万 4 千円の増額で、内訳としては目 2. 学校給食費 154 万 9 千円、56 ページをお開き下さい。目 3. 体育施設費 82 万 5 千円をそれぞれ増額するものでございます。

続いて歳入について、ご説明申し上げます。

12 ページにお戻り下さい。

款 9. 地方特例交付金は 499 万円の増額補正により 2,199 万円に改めるもので、項 1. 地方特例交付金、目 1. 地方特例交付金の増額でございます。

14 ページをお開き下さい。款 10. 地方交付税は 1 億 3,893 万 4 千円の増額補正により 21 億 5,893 万 4 千円に改めるもので、項 1. 地方交付税、目 1. 地方交付税の増額でございます。

16 ページをお開き下さい。款 14. 国庫支出金は 5,528 万 3 千円の増額補正により 15 億 9,496 万 5 千円に改めるものでございます。項 1. 国庫負担金は 4,330 万円の増額で、内訳としては目 1. 民生費国庫負担金 15 万 7 千円、目 2. 衛生費国庫負担金

4,314万3千円をそれぞれ増額するものでございます。項2.国庫補助金は1,198万3千円の増額で、内訳としては目1.総務費国庫補助金845万9千円を減額、目3.民生費国庫補助金90万9千円、目7.衛生費国庫補助金1,953万3千円をそれぞれ増額するものでございます。

18ページをお開き下さい。款15.県支出金は97万8千円の増額補正により7億2,661万円に改めるものでございます。項1.県負担金は目1.民生費県負担金7万8千円の増額でございます。項2.県補助金は目4.農林水産業費県補助金90万円の増額でございます。

20ページをお開き下さい。款17.寄附金は150万円の増額補正により3億5,160万1千円に改めるもので、項1.寄附金、目1.寄附金の増額でございます。

22ページをお開き下さい。款18.繰入金は1,829万7千円の増額補正により6億7,730万9千円に改めるもので、項1.繰入金、目1.繰入金の増額でございます。

24ページをお開き下さい。款19.繰越金は1億1,830万8千円の増額補正により1億6,830万8千円に改めるもので、項1.繰越金、目1.繰越金の増額でございます。

26ページをお開き下さい。款20.諸収入は927万2千円の減額補正により3億2,927万3千円に改めるもので、項4.雑入、目4.雑入の減額でございます。

28ページをお開き下さい。款21.町債は1億2,701万8千円の減額補正により6億3,738万2千円に改めるもので、項1.町債の減額でございます。内訳としては目3.土木債550万円、目5.教育債250万円をそれぞれ増額、目9.臨時財政対策債1億3,501万8千円を減額するものでございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額102億4,490万円に2億200万円を追加し、104億4,690万円に改めようとするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます、提案説明とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで暫時休憩に入ります。再開を10時25分にしたいと思います。

よろしくお願い致します。

休憩 午前10時5分

再開 午前10時25分

議長（村井 勉）

休憩前に引き続き、会議を再開致します。

日程第7.議案第6号、令和4年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第1号）、議案第7号、令和4年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第1号）を提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、松浦 君。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

お早うございます。

議案第6号及び議案第7号を一括して提案説明を申し上げます。

まず議案第6号、令和4年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第1号）についてでございます。

国1ページをお開き下さい。第1条は、既定の歳入歳出予算の総額27億380万円に歳入歳出それぞれ30万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億410万円とするものでございます。

補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明致します。

国12ページをお開き下さい。款1.総務費は、節内の振替のみで増減はありません。款9.諸支出金は30万円増額し、2,060万2千円とするものでございます。直営診療所会計繰出金を30万円増額するものです。

次に、歳入についてご説明致します。

国10ページをお開き下さい。款1.国民健康保険税は170万円減額し、4億239万9千円とするものでございます。一般被保険者国民健康保険税を新型コロナウイルス感染症の影響による減免分として170万円減額するものです。款4.県支出金は68万円増額し、19億8,314万3千円とするものでございます。保険給付費等交付金（特別交付金）について、新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免分に対する交付金の増額により68万円増額するものです。款6.繰入金は132万円増額し、3億1,073万円とするものでございます。新型コロナウイルス感染症の影響による国保税減免分に係る地方負担分の増額と人件費、消耗品費の増額により他会計繰入金を132万円増額するものです。以上により、歳入歳出それぞれ30万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億410万円とするものでございます。

次に議案第7号、令和4年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第1号）についてでございます。

直1ページをお開き下さい。第1条は、既定の歳入歳出予算の総額2,810万円に歳入歳出それぞれ530万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,340万円とするものです。

第2条は、地方債の補正についてでございます。補正の内容につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書により歳出からご説明致します。

直12ページをお開き下さい。款1.総務費は530万円増額し、2,814万9千円とするものでございます。人件費、消耗品費及び佐柳診療所の工事請負費の増額により一般管理費を530万円増額するものです。

次に、歳入についてご説明致します。

直 10 ページをお開き下さい。款 3. 繰入金は 30 万円増額し、1,750 万円とするものでございます。人件費及び消耗品費の増額により国保会計繰入金を 30 万円増額するものです。また、歳出における工事請負費増額分の財源として、歳入に款 8. 直営診療所事業債を新設し、500 万円を計上するものです。

以上により、歳入歳出それぞれ 530 万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 3,340 万円とするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第 6 号、令和 4 年度多度津町特別会計国民健康保険補正予算（第 1 号）及び議案第 7 号、令和 4 年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所補正予算（第 1 号）を一括して提案説明させて頂きました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 8. 議案第 8 号、令和 4 年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第 1 号）を議題と致します。

タブレットの準備、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、三谷 君。

建設課長（三谷 勝則）

議案第 8 号、令和 4 年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第 1 号）について提案説明を申し上げます。

下 1 ページをご覧下さい。第 1 条、既定の歳入歳出予算の総額 10 億 2,210 万円に歳入歳出それぞれ 260 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 2,470 万円とするものでございます。

今回の補正予算のうち、歳出は総務費及び下水道費の増額補正でございます。

一方、歳入は繰越金及び町債の増額補正でございます。

次に第 2 条、地方債の補正につきましては、下 4 ページをお開き下さい。第 2 表、地方債の補正につきましては、限度額を 2 億 8,410 万円に改めるものでございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により説明を申し上げます。

下 12 ページをお開き下さい。歳出と致しましては、款 1. 総務費を 82 万 4 千円増額補正し、2 億 2,717 万 2 千円に改めるもので、これは項 2. 業務管理費の職員手当等の増額によるものでございます。

款 2. 下水道費を 177 万 6 千円増額補正し、1 億 7,249 万 8 千円に改めるもので、これは項 1. 下水道費の主に工事請負費の増額によるものでございます。

款 3. 公債費は項 1. 公債費の長期債償還元金を 64 万円増額補正し、また長期債償還利子を同額の 64 万円減額するもので補正額は 0 でございます。

続きまして、歳入につきまして説明を申し上げます。

下 10 ページをお開き下さい。款 6. 繰越金を 110 万円増額補正し、110 万 1 千円に改めるもので、これは項 1. 繰越金の増額によるものでございます。款 8. 町債を 150 万円増額補正し、2 億 8,410 万円に改めるもので、これは項 1. 町債の増額によるものでございます。

以上によりまして、歳入歳出予算の総額 10 億 2,210 万円に 260 万円を増額し、10 億 2,470 万円に改めるものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第 8 号、令和 4 年度多度津町特別会計公共下水道補正予算（第 1 号）の提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 9. 議案第 9 号、令和 4 年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第 1 号）を議題と致します。

タブレットの準備、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。高齢者保険課長、松浦 君。

高齢者保険課長（松浦 久美子）

議案第 9 号、令和 4 年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第 1 号）について提案説明を申し上げます。

今回の補正は第 1 条において、既定の歳入歳出予算の総額 24 億 8,600 万円に歳入歳出それぞれ 1 億 640 万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ 25 億 9,240 万円に改めようとするものです。

この度の補正のうち、歳出における増額補正の主なものは、前年度の精算に係る基金積立金と返還金等でございます。

一方、歳入における増額補正の主なものは、前年度からの繰越金でございます。

それでは、歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳出からご説明申し上げます。

介 12 ページをお開き下さい。款 1. 総務費は 619 万 1 千円の増額補正により、6,527 万 5 千円に改めようとするものでございます。項 1. 総務管理費は人件費等により、619 万 1 千円増額するものです。款 6. 基金積立金は 5,832 万 5 千円の増額補正により、5,835 万 5 千円に改めようとするもので、前年度の精算に伴うものでございます。款 8. 諸支出金は 4,188 万 4 千円の増額補正により、4,308 万 7 千円に改めようとするものでございます。

項 1. 償還金及び還付加算金は前年度の精算に係る返還金により、2,358 万 7 千円増額するものです。項 3. 繰出金は、これも同様、前年度の精算に係る一般会計への返還金により 1,829 万 7 千円増額するものです。

次に歳入について、ご説明致します。介 10 ページをお開き下さい。款 8. 繰入金は 650 万 6 千円の増額補正により、4 億 440 万 7 千円に改めようとするものでございま

す。項1.一般会計繰入金は、主に人件費繰入金と前年度精算に係る低所得者保険料軽減繰入金により650万6千円増額するものです。款9.繰越金は、9,989万4千円の増額補正により9,989万5千円に改めようとするもので、前年度の決算見込みに伴うものです。

以上により、歳入歳出それぞれ1億640万円を増額補正し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ25億9,240万円に改めようとするものでございます。

以上、誠に簡単ではございますが、議案第9号、令和4年度多度津町特別会計介護保険事業補正予算（第1号）の提案説明をさせていただきました。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第10.議案第10号、令和3年度多度津町一般会計歳入歳出決算認定について、議案第11号、令和3年度多度津町特別会計国民健康保険歳入歳出決算認定について、議案第12号、令和3年度多度津町特別会計国民健康保険直営診療所歳入歳出決算認定について、議案第13号、令和3年度多度津町特別会計公共下水道歳入歳出決算認定について、議案第14号、令和3年度多度津町特別会計介護保険事業歳入歳出決算認定について、議案第15号、令和3年度多度津町特別会計後期高齢者医療歳入歳出決算認定について提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。会計管理者、山下 君。

会計管理者（山下 佐千子）

議案第10号から議案第15号までの6議案、一般会計及び特別会計5会計の令和3年度歳入歳出決算認定について一括して提案説明を申し上げます。

令和3年度各会計の歳入歳出決算につきましては、地方自治法第233条第2項及び第241条第5項の規定に基づき、町長より監査委員の審査に付し、去る8月26日に監査委員より審査意見書の提出を頂きました。

その結果は、先ほど岸上監査委員からご報告を頂いたところでございます。

つきましては、地方自治法第233条第3項の規定に基づき、議会の認定をお願いするものでございます。

それでは、各会計の決算の概要について、令和3年度「主要施策の成果に関する報告書」により、ご説明を申し上げます。

1ページから13ページにつきましては、一般会計及び特別会計の予算編成から予算の補正を経て、決算に至る経緯を記載しております。

説明につきましては、割愛させて頂き、19ページから説明を申し上げます。

まず、令和3年度一般会計の決算でございます。

下段の「一般会計決算総括表」をご覧下さい。令和3年度の歳入総額は144億526万

6千円、前年度に比べ13%、16億6,270万5千円の増加でございます。

また、歳出総額は134億8,430万5千円、前年度に比べ11.1%、13億4,477万1千円の増加でございます。

歳入総額から歳出総額を差し引きました形式収支額は9億2,096万1千円、その形式収支額から翌年度へ繰越すべき財源2億8,578万3千円を差し引きました実質収支額は6億3,517万8千円の黒字でございます。

また、実質収支額から前年度の実質収支額を差し引きました単年度収支額は1億1,327万1千円の黒字、さらに、この単年度収支額に財政調整基金への積立金3万2千円を加え、財政調整基金の取り崩し額5億円を減じました実質単年度収支額は3億8,669万7千円の赤字でございます。

次に、歳入でございます。

21ページの「一般会計科目別歳入決算状況」をご覧ください。歳入総額144億526万6千円の科目別内訳でございます。

このうち、構成比が高い科目でございますが、まず「町債」が36億1,198万5千円で、構成比は25.1%と最も大きく占めております。

次に「町税」が30億1,057万3千円で、構成比は20.9%、次に「国庫支出金」が22億6,098万4千円で、構成比は15.7%、次に「地方交付税」が22億3,520万3千円で、構成比は15.5%の順となっております。

また、歳入の前年度に対する伸び率は、全体で13%の増加であります。主に新庁舎建設等に係る「町債」の増加や「地方交付税」の増加などによるものでございます。

次に、歳入を性質別に区分致しますと町独自の収入である「自主財源」と国・県の意思に依存する「依存財源」に区分されますが、「自主財源」の割合は34%、金額にして48億9,995万4千円、「依存財源」の割合は66%、金額にして95億531万2千円で、「依存財源」になります。「町債」の大幅な増加や令和2年度より減少しておりますものの引き続き大きな割合を占める「国庫支出金」などによりまして、自主財源の割合が前年度から1.7ポイント減少しております。

次に、歳出でございます。

23ページ「一般会計目的別歳出決算状況」をご覧ください。歳出総額134億8,430万5千円の目的別内訳でございます。

歳出において構成比が最も高い科目は「総務費」で39億806万4千円、構成比は29%、次に「民生費」の34億8,055万3千円で25.8%、次に「土木費」が18億3,726万2千円で13.6%、以下「教育費」8.7%、「公債費」7.5%の順でございます。

次に、24ページ「一般会計性質別歳出決算状況」をご覧ください。歳出をその性質別に「義務的経費」、「その他の経費」、「投資的経費」に区分して比較しますと、まず「義務的経費」は48億3,084万円、構成比は35.8%でございます。

前年度に比べ12.1%、5億2,288万円の増加でございます。

「その他の経費」は42億9,021万7千円、構成比は31.8%でございます。

「特別定額給付金」など大きな補助費等のありました前年度に比べ、マイナス32.4%、20億5,247万円の減少でございます。「投資的経費」は43億6,324万8千円、構成比は32.4%でございます。庁舎及び地域交流センター建設等により、前年度に比べ、193.1%、28億7,436万1千円の増加でございます。

以上が、一般会計の決算概要でございます。

続きまして、特別会計でございます。

19ページに戻りまして、「令和3年度会計別決算の状況」特別会計の欄をご覧ください。

「特別会計国民健康保険」は歳入総額29億1,898万1千円、前年度に比べ3.5%、9,777万8千円の増加、歳出総額27億3,914万5千円、前年度に比べ3.9%、1億374万8千円の増加で、実質収支額は1億7,983万6千円の黒字でございます。

「特別会計国民健康保険直営診療所」は歳入総額2,896万5千円、前年度に比べマイナス15.1%、513万3千円の減少、歳出総額2,632万8千円、前年度に比べマイナス13.6%、416万1千円の減少で、実質収支額は263万7千円の黒字でございます。

「特別会計公共下水道」は歳入総額12億2,491万2千円、前年度に比べ21.2%、2億1,413万3千円の増加、歳出総額11億8,399万7千円、前年度に比べ19.3%、1億9,113万3千円の増加で、翌年度に繰り越すべき財源8万3千円を差し引きました実質収支額は4,083万2千円の黒字でございます。

「特別会計介護保険事業」は歳入総額25億2,595万7千円、前年度に比べ1.1%、2,801万2千円の増加、歳出総額24億2,606万2千円、前年度に比べマイナス0.4%、1,081万1千円の減少で、実質収支額は9,989万5千円の黒字でございます。

「特別会計後期高齢者医療」は歳入総額3億7,704万1千円、前年度に比べ微増で、4千円の増加、歳出総額3億7,479万9千円、前年度に比べマイナス0.1%、42万8千円の減少で、実質収支額は224万2千円の黒字でございます。

特別会計全体の実質収支額では、3億2,544万2千円の黒字でございます。

以上が、特別会計の決算概要でございます。

次に、「町債の状況」でございます。

29ページをお開き下さい。一般会計の令和3年度末公債費現在高は151億7,617万円で、前年度に比べ21%、26億3,805万円の増加でございます。

特別会計公共下水道の令和3年度末公債費現在高は62億5,078万6千円で、前年度に比べマイナス3.9%、2億5,591万5千円の減少でございます。

31ページをお開き下さい。「地方消費税交付金（社会保障財源化分）の充当状況」でございます。

令和元年10月1日より消費税率の引き上げに伴いまして、地方消費税率も1.7%から2.2%に引き上げられていますが、その引き上げ分につきましては、社会保障施策

に要する経費に限定されております。

本項目はその状況を示すもので、本町に交付されました地方消費税交付金 5 億 4,323 万 2 千円のうち、社会保障財源化分は 3 億 713 万 9 千円でございます。

表の合計欄でございますが、社会保障施策に要する経費 30 億 1,266 万 5 千円から特定財源を差し引きました一般財源 15 億 5,475 万円の一部に社会保障財源化分 3 億 713 万 9 千円全額を充当したことを表わすものでございます。

次に、令和 3 年度歳入歳出決算書の「財産に関する調書」につきまして、説明を申し上げます。

令和 3 年度歳入歳出決算書の 408 ページをお開き下さい。まず、公有財産の「土地及び建物」でございます。

「土地」につきましては、最下段の合計欄でございますが、前年度末現在高 102 万 3,047.54 m²から決算年度中に 6 万 3,465.25 m²増加し、決算年度末現在高は 108 万 6,512.79 m²でございます。

決算年度中の増減でございますが、まず行政財産のうち、公用財産の「本庁舎」は職員駐車を「その他」へ区分変更し、3,537.97 m²の減少。また「消防施設」は第 3 分団屯所の地積調査の反映による 16.07 m²の増加。「その他」は「本庁舎」からの区分変更と地積調査の反映による「池沼」を合わせまして 6 万 6,466.8 m²の増加でございます。

公共用財産のうち「小学校」は 5,114 m²の減少、「幼稚園」は 407 m²の増加、「公園」は 1 m²の減少、いずれも地積調査の反映によるものでございます。「その他」は駅前輪場から公衆用道路への減少や児童館の地積調査の反映により、合わせて 4.08 m²の増加でございます。

次に、普通財産でございますが、「宅地」は家中地区の売却や地籍調査の反映による 900.64 m²の減少。「田畑」は香川県広域水道企業団への承継による 2,546.24 m²の減少。「その他」は墓地用地の取得と地籍調査の反映による 8,671.15 m²の増加でございます。

次に、「建物」でございます。

最下段の合計欄でございますが、木造・非木造の延面積の合計は前年度末現在高 9 万 6,020.19 m²から決算年度中に 8,455.81 m²増加し、決算年度末現在高は 10 万 4,476 m²でございます。

決算年度中の増減でございますが、公用財産の「本庁舎」は庁舎新築による非木造 8,461.25 m²の増加。「消防施設」は西白方屯所の除却と佐柳屯所の増築による木造 60.06 m²の減少。

公共用財産の「小学校」は白方小学校プレハブの建替えによる非木造 47.7 m²の増加。

「公園」は堀江公園トイレ建替えによる非木造 6.86 m²の増加。「その他」は豊原児童館の修正による非木造 0.06 m²の増加でございます。

次に、410 ページをお開き下さい。上段が「動産」、下段が「有価証券」でございますが、いずれも決算年度中の増減はございません。

411 ページの「出資による権利」につきましても決算年度中の増減はございません。

412 ページから 415 ページをご覧下さい。取得価格が 100 万円以上の「備品」でございます。決算年度中の増減は、増加した備品が 412 ページ「ディスプレイ」1 点、413 ページ「救助マット」1 点、「油圧救助器具」4 点、「マンホール救助器具」1 点、「泡消火器具」と「その他消防器具類」が各 2 点、「自動心臓マッサージ器」と 414 ページ「消防ポンプ自動車」が各 1 点でございます。

また、減少した備品は 413 ページ「紫外線治療器」1 点、「除細動器」2 点、414 ページ「塵芥車」「小型動力ポンプ車」及び「救助用ボート」各 1 点でございます。

416 ページをお開き下さい。上段の 50 万円以上の「教材備品」、下段の「美術品」、いずれも決算年度中の増減はございません。

次に、417 ページをご覧下さい。「基金」でございます。最下段の合計では、前年度末現在額 24 億 1,875 万 4,772 円から 4 億 4,200 万 3,698 円の積立て、6 億 8,834 万 3,563 円の取り崩しにより、決算年度末現在額は 21 億 7,241 万 4,907 円でございます。

決算年度中の主な増減は、まず「財政調整基金」は前年度の決算剰余金の一部 3 億円と運用利息分 3 万 2,380 円の積み立て、令和 3 年度事業の財源として 5 億円の取り崩しでございます。

「奨学基金」は運用利息分 2,068 円の積み立て、奨学金の貸付などに充てるため、130 万 6,800 円の取り崩し。

「減債基金」は普通交付税からの 1 億 1,118 万 5 千円と運用利息分 405 円、合わせまして 1 億 1,118 万 5,405 円の積み立て。

「地域福祉基金」は増減はございません。

「中山間ふるさと・水と土保全対策基金」の 216 円及び「国民健康保険財政調整基金」7,940 円、いずれも運用利息分の積立でございます。

「農業振興基金」は運用利息分 240 円の積み立て、令和 3 年度事業の財源として 261 万 5,804 円の取り崩し。

「介護保険財政調整基金」は運用利息分 4,463 円と前年度繰越金の一部 3,076 万 6,260 円、合わせまして 3,077 万 723 円の積み立て。

「庁舎建設基金」は運用利息分 3,602 円の積み立て、令和 3 年度事業の財源として 1 億 8,014 万 106 円全額の取り崩しでございます。

「新健やか子ども基金」は運用利息分 185 円の積み立て、令和 3 年度事業の財源として 428 万 853 円の取り崩し。

「学校教育施設等整備基金」は運用利息分 939 円の積み立てでございます。

418 ページをお開き下さい。「国民健康保険高額療養費貸付基金」でございますが、

決算年度中の利用はありませんでしたので、決算年度末現在額は 500 万円でございます。

419 ページをご覧ください。「債権」でございます。

「公共下水道事業受益者負担金」は、決算年度中の増減はございませんでした。

以上、議案第 10 号から議案第 15 号までの 6 議案、一般会計及び特別会計 5 会計の令和 3 年度歳入歳出決算認定について、一括して提案説明を申し上げます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第 11. 議案第 16 号、工事請負契約の締結について（令和 4 年度町道 255 号線（第 1 工区）道路改良工事）、議案第 17 号、工事請負契約の締結について（令和 4 年度高見港船揚場（改良）等建設工事（2 工区））を提案説明の都合上、一括議題と致します。

タブレットの準備、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、泉 君。

総務課長（泉 知典）

それでは、議案第 16 号及び議案第 17 号を一括して提案説明を申し上げます。

まず、議案第 16 号、工事請負契約の締結についての提案説明を申し上げます。

件名は「令和 4 年度町道 255 号線（第 1 工区）道路改良工事」でございます。

工事場所は、多度津町幸町となります。

契約の方法は制限付一般競争入札によるもので、応札業者は 2 社でありました。

契約金額は 6,927 万 8 千円で、その内消費税額等は 629 万 8 千円でございます。

参考までに請負比率は、88.26% ございました。

工事請負人は香川県仲多度郡多度津町大字道福寺 451 番地、枝園建設 株式会社代表取締役 枝園 裕子でございます。

また、参考資料と致しまして、2 ページに工事請負契約書及び附帯条件を 3 ページに保証証書を 4 ページに位置図を添付しております。

工事の概要と致しましては、平成 30 年度より 5 ヶ年計画で実施しております都市再生整備計画における道路事業として、庁舎から多度津自動車学校を経て町道 20 号線との交差部までの施工延長 271.1 メートルを整備するものです。

なお、工期につきましては、令和 5 年 3 月 24 日までとしております。

以上の内容のものを議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により、本工事請負契約を締結することについて議会の議決を求めるものでございます。

続きまして、議案第 17 号、工事請負契約の締結についての提案説明を申し上げます。

件名は「令和 4 年度高見港船揚場（改良）等建設工事（2 工区）」でございます。

工事場所は、多度津町高見となります。

契約の方法は制限付一般競争入札によるもので、応札業者は1社でありました。

契約金額は1億2,100万円で、その内消費税額等は1,100万円でございます。

参考までに請負比率は、98.74%でございました。

工事請負人は香川県丸亀市土器町北1丁目62番地、アイエン工業株式会社 香川支店専務取締役支店長 鎌田 寿一でございます。

また、参考資料と致しまして、2ページに工事請負契約書及び附帯条件を3ページに保証証書を4ページに位置図を添付しております。

工事の概要と致しましては、令和3年度より実施している高見港で船揚場の建設を実施するもので、船揚場建設工として、施工延長15.0メートル、側壁工（東側）施工延長43.2メートル、側壁工（西側）施工延長62.8メートル、西側護岸施工延長48.1メートルを整備するものです。

なお、工期につきましては、令和5年3月30日までとしております。

以上の内容のものを議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により本工事請負契約を締結することについて、議会の議決を求めるものでございます。

以上、「議案第16号、工事請負契約の締結について（令和4年度町道255号線（第1工区）道路改良工事）」及び「議案第17号、工事請負契約の締結について（令和4年度高見港船揚場（改良）等建設工事（2工区）」の提案説明を申し上げます。よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

日程第12. 議案第18号、町道路線の認定、廃止及び変更についてを議題と致します。タブレットの準備、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。建設課長、三谷 君。

建設課長（三谷 勝則）

議案第18号、町道路線の認定、廃止及び変更について提案説明を申し上げます。この度の町道認定、廃止及び変更につきましては、県道丸亀詫間豊浜線（さぬき浜街道）の多度津西工区の供用開始に伴うものでございます。

1ページから2ページは路線の一覧表を3ページから4ページには路線の説明を5ページからは参考資料の位置図、箇所図でございます。

はじめに、認定しようとする路線は2路線で、番号①の路線名は町道433号線で、起点大字見立字大見立1515番地先から終点大字見立字浜田1272番地1地先までの延長485.7m、幅員5.0m～11.2mです。

また、番号②の路線名は町道434号線で、起点大字見立字浜田1317番地4地先から終点大字見立字浜田1294番地1地先までの延長197.0m、幅員5.0m～18.0mの2路線

を町道認定しようとするものです。

次に廃止しようとする路線は1路線で、番号①の路線名は町道 397 号線で、起点大字西白方字宮ノ前 105 番地先から終点大字西白方字宮ノ前 65 番地 3 地先までの延長 137.7m を廃止しようとするものです。

次に変更しようとする路線は8路線で、番号①の町道 36 号線は終点位置と延長の変更、番号②の町道 106 号線は終点位置と延長及び幅員の変更、番号③の町道 347 号線は起終点位置と延長及び幅員の変更、番号④の町道 384 号線は起点位置と延長及び幅員の変更、番号⑤の町道 388 号線は起終点位置と延長の変更、番号⑥の町道 389 号線、番号⑦の町道 394 号線、番号⑧の町道 398 号線の3路線は起点位置と延長をそれぞれ変更しようとするものです。

以上の内容のものを道路法第8条第2項及び第10条第3項の規定によりまして、町道の路線を認定、廃止及び変更について、議会の議決を求めるものです。

誠に簡単な説明でございますが、議案第18号、町道路線の認定、廃止及び変更についての提案説明とさせていただきます。

よろしくご審議を賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここで、お諮り致します。

ただ今までに提案理由の説明がなされました議案で、議案第1号から議案第17号までを総務教育常任委員会に、議案第18号を建設産業民生常任委員会に多度津町議会会議規則第39条第1項の規定により付託の上、審査することに致したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、17議案を会期中の総務教育常任委員会に1議案を建設産業民生常任委員会に付託の上、審査することに決定を致しました。

日程第13. 議員提出議案第1号、多度津町議会会議規則の一部改正についてを議題と致します。

案文は、お手元に配付のとおりであります。

また、タブレットにも掲載しております。

よって、提案者の提案理由の説明は省略したいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、提案者の提案理由の説明は省略致します。

ここで、お諮り致します。

本案は、本日、先議したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって、本日、先議することに決定致しました。

これより、質疑を開始致します。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、採決致します。

議員提出議案第1号は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は、原案のとおり可決することに決定致しました。

以上をもちまして、本日の日程は全て終了を致しました。

これにて、散会を致します。

有難うございました。

散会 午前11時23分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するため
ここに署名捺印する。

令和4年9月13日
第3回多度津町議会定例会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記